

【新設】(対応債券現先取引等に係る受取利子等の額の計算方法)

66の5の2-18 措置法令第39条の13の2第21項の「対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」は、法人が除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高について66の5の2-8により計算している場合にあっては、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る受取利子等の額を合計し、その合計した金額に次の(1)の金額を(2)の金額で除して得た割合を乗じて計算した上で、当該事業年度におけるこれらの金額を合計する等合理的な方法により計算した金額とする。

(1) 66の5の2-8により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る貸付金又は借入金のうちいずれか少ない金額

(2) 66の5の2-8により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る貸付金の月末残高

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「対応債券現先取引等に係る受取利子等の額の計算方法」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-15）と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 本制度は、法人のその事業年度において、対象支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額（対象純支払利子等の額）が調整所得金額の20%相当額を超える場合に適用される（措法66の5の2①）。

この控除対象受取利子等合計額は、次の算式により計算した金額とされている（措令39の13の2②）。

（算式）

控除対象受取利子等合計額

$$= \left[\begin{array}{l} \text{その事業年度の受} \\ \text{取利子等の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{除外対象特定債券現先取引等に係る対応債} \\ \text{券現先取引等に係る受取利子等の合計額} \end{array} \right] \times \frac{\text{対象支払利子等の合計額}}{\text{その事業年度の支払利子等の合計額}}$$

上記算式における「除外対象特定債券現先取引等に係る対応債券現先取引等に係る受取利子等」とは、本制度の対象となる対象支払利子等の額から除くこととされる除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等との対応関係が認められる債券現先取引等に係る受取利子等である。

- 3 ここで、上記2の「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等」の額の計算については、債券を同一銘柄ごとに区分し、同一銘柄の債券について、現金担保付債券貸借取引又は債券現先取引により調達したものに係る資産の月末残高及び現金担保付債券貸借取引又は債券現先取引により使用したものに係る負債の月末残高を算出し、それぞれの残高を比較していずれか少ない金額を特定債券現先取引等に係る月末残高とみなして、その事業年度

における平均負債残高とする簡便な方法（以下「簡便法」という。）を用いて差し支えない旨の取扱いを、措置法通達 66 の 5 の 2－8 において明らかにしている。

他方、簡便法を用いてこの「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等」の額を計算する場合に、これと対応関係が認められる債券現先取引等に係る受取利子等の額はどのような金額を用いるのが妥当かという問題がある。すなわち、簡便法によれば、現金担保付債券貸借取引又は債券現先取引により調達したものに係る資産の月末残高が現金担保付債券貸借取引又は債券現先取引により使用したものに係る負債の月末残高を上回る場合には、平均負債残高とみなされる金額はその負債の月末残高となるが、この場合の除外対象債券現先取引等に係る対応債券現先取引等に係る受取利子等は、その資産に対応する受取利子等の額の全額とするのかどうかといった疑義が生ずる。

4 この点について、本通達では、（除外対象債券現先取引等に係る）対応債券現先取引等に係る受取利子等の額は、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引等に係る受取利子等の額を合計し、その債券現先取引等に係る資産（貸付金）又は負債（借入金）に係る月末残高のいずれか少ない金額を分子とし、その資産（貸付金）に係る月末残高を分母とした割合をその受取利子等の額の合計額に乗じて計算した金額のその事業年度における合計額を対応債券現先取引等に係る受取利子等の額とする等の合理的な方法により計算した金額によることを明らかにしている。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 89 の 2－17）を定めている。